

お子様が陽性または濃厚接触者となった場合の登園の目安について

陽性となった場合

・有症状

次の条件をすべて満たした場合、8日目から解除

- ・発症日（0日目）の翌日から7日間経過
- ・症状軽快後24時間を経過

※7日目で症状が軽快しないときは、症状軽快時から24時間経過した場合に解除

・無症状

検体採取日（0日目）の翌日から7日間を経過（8日目に療養解除）

★注意★

①有症状の方は、療養期間解除後も感染リスクが残存することから、検温など御家庭での健康状態の確認や、高齢者等のハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。（10日間を経過するまで）

②乳幼児の療養期間短縮はありません。

（無症状の一般の方は療養期間5日目に検査キットによる検査で陰性の場合、6日目に療養解除が可能です。）

濃厚接触者となった場合

待機期間（※）を経過

※陽性の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方の日を0日目として5日間

なお、待機期間中に別の同居家族等（濃厚接触者）が発症した場合は、その発症日を0日目として期間を再設定しなおします。

また、親御さんが陽性となり、家庭内での親子の隔離が難しい場合（一般的には添い寝が必要な子どもの場合）は、親御さんの療養終了後の翌日から起算して5日間となります。

★注意★

乳幼児の待機期間短縮はありません。

（一般の方は待機期間2日目、3日目に自主的な抗原定性検査で陰性だった場合、5日間を待たずに待機解除することができます。）